

令和4年度 大阪府市町村振興補助金 交付限度額算定の考え方

I 総額 1,000,000千円

II 取組項目ごとの考え方

1 基礎自治機能の維持・充実に向けた取組

(1) - 1 財政状況の見える化の実施状況

算定対象		配点
令和3年度 実績	Cランク以上	5～7点
令和3年度 目標達成度	“R3目標”達成度 (Cランク以上)	5点
目標設定	見直し予定 (Cランク以上)	1点

(1) - 2 統一的な基準による地方公会計の整備状況

算定対象		配点
令和3年度 実績	基準日までに財務書類・固定資産台帳を作成している。(R2決算分)	5点
目標設定	基準日までに財務書類・固定資産台帳を作成する。(R3決算分)	1点

(2) 維持・充実に向けた各市町村の独自取組

算定対象	配分額実績 (1取組あたり)
町村の将来のあり方に関する勉強会、中長期財政シミュレーションの作成・公表 DX推進の取組	35万円～2,000万円 (先駆性など考慮)

2 大阪発地方分権改革の着実な推進

(1) 自主的な合併に向けた取組 : 今年度は算定対象なし

(2) 中核市移行に向けた取組 : 今年度は算定対象なし

(3) 分権の取組

ア 広域連携

広域連携種別	算定対象	権限移譲事務取扱		加点の内容
		あり 基礎点	なし 基礎点	
協議会 一部事務組合 機関等の共同設置	新しい組織の構築 既存の組織への新規団体加入	24点	20点	幹事・受託団体
事務委託 連携協約	新規関係の構築	12点	10点	
地方自治法に 基づかない連携	法令により実施が義務付けられている事務 事実上、市町村が実施すべき事務となっているもの 「広域連携に関する研究」報告書において提示されているモデル事例 小規模団体単独では対応が難しい事務の大規模団体による補完 その他、連携による人的・財政的メリットが大きく見込まれるもの	5点		
広域連携に向けた 研究会・検討組織	新設（本補助金の算定対象としている取組の実施に向けたもの）	3点		

※ 広域連携種別の分野単位で算定。

イ 権限移譲

算定対象	配分額 (1事務あたり)	加点の内容
第1フェーズの事務	40万円	重点事務
第2フェーズの事務		重点事務
その他の事務		—
協議事務（附帯事務）	10万円	—

※ 令和5年度移譲予定分のみ算定。

### ウ 大阪広域水道企業団との水道事業の統合

算定項目	配分額
統合に向けた検討・協議 事業の統合	200万円～570万円

### 3 行財政基盤の一層の強化

#### (1) 行財政に係る具体的目標の設定

算定項目	算定対象		配点	
	指標1：国民健康保険料徴収率 指標2：経常収支比率 指標3：実質公債費比率 指標4：将来負担比率 指標5：個人市町村住民税徴収率 指標6：市町村税滞納繰越額の処理状況	令和3年度実績	①改善（R2⇒R3決算比） ②R3府内平均上回り	①改善実績に応じて算定 ②上回り実績に応じて算定
令和3年度目標達成度		“R3目標”達成度 (80%以上)	達成度に応じて算定	3～10点
目標設定		①改善予定 (R3⇒R4) ②R3府内平均上回り	①改善予定に応じて算定 ②上回り値に応じて算定 ※R3実績から改善がない場合は、 ①②とも算定せず。	①1～2点 ②1～2点
指標7：定員管理計画の策定状況	令和3年度実績	策定状況	5点	
	令和3年度目標達成度	“R3目標”達成度	5点	
	目標設定	策定予定	1点	

※ 指標4の取扱い

- ・R3府内平均上回りは算定しない（府内平均が存在しないため）。
- ・R2実績がマイナス比率の団体は、R3実績について算定の対象外。

※ R3目標達成度は、R3に設定した“R3目標”が設定時の実績と同じ又は下回る団体は、算定の対象外。

#### (2) 自律化に向けた各市町村の独自取組

算定項目	算定対象	ランク・基礎点	備考
i 公共施設の統廃合や運営管理体制の見直し	施設の廃止・民営化・統合、指定管理者制度の導入、業務委託等	C・2点～A・10点	複数加点等有
ii 病院・公社・三セク等の再編（廃止も含む）	土地開発公社の解散 等	C・2点～A・10点	
iii 市町村民税の徴収向上に向けた体制強化	徴収体制の強化、納付方法の拡充	C・2点	
iv 国民健康保険の徴収向上に向けた体制強化	徴収体制の強化、納付方法の拡充	C・2点	
v 自治体クラウドの導入	共同クラウド、単独クラウド	A・10点～AA・20点	
vi 自主財源の具体的確保策	(財政効果が認められるもの)	C・2点	
vii その他の取組	(財政効果が認められるもの)	C・2点～A・10点	

※ 団体ごとの財政規模を勘案のうえ、一定の財政効果が認められるものについて、算定。

※ 過年度分の取組については、R2・R3年度の新規申請取組のうち当該年度に算定の対象となった取組に限り、引き続き算定することが適当と認められた場合は、上記ランクに応じて、その一定割合を算定。

※ (1)において関連目標の設定が認められる取組に限り、算定。

### 4 市町村における施策課題への取組

算定項目	算定対象	配分額実績（1取組あたり）
市町村における施策課題への取組	○課題解決に係る具体性・継続性 ○取組自体の先駆性・独自性 ○府と市町村共通の施策課題への取組	200万円

### 5 中核市移行支援：今年度は算定対象なし

※ 令和4年度において地方交付税法第10条第2項で規定する財源不足額のない市町村（同項ただし書きの規定による調整率が適用された結果、普通交付税が交付されない市町村を含む。）については、3を算定対象外とする。

※ 中核市及び中核市要件を満たす市については、1・3を算定対象外とする。